

## 意見書第1号

### 教職員定数改善と義務教育費国庫負担2分の1復元を図るための 意見書

日本では、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教職員1人当たりの児童生徒数が多くなっている。障害のある子どもたちへの合理的配慮への対応、いじめ・不登校などの課題等、学校を取り巻く状況は複雑化・困難化しており、学校に求められる役割は拡大している。教職員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、きめ細やかで質の高い教育を実施するためには、1学級当たりの規模を引き下げる必要がある。また、教職員の法定勤務時間はOECD諸国を上回る状況であり、人間らしい働き方の実現には教職員定数改善が必要である。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権の三位一体改革によって、義務教育費の国庫負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を大きく圧迫し、地域間格差が拡大して、非正規雇用者の増大などにみられるように、教育の機会均等や全国的な教育の質の維持向上を著しく歪めている。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。よって、国におかれては、我が国の義務教育水準の向上を図るため、下記事項を実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

#### 記

- 1 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級の着実な推進を図ること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

平成29年6月26日

兵庫県朝来市議会議長 山本正之